

春日井市告示第52号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、令和8年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第7条第1項の規定により告示する。

令和8年4月1日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 計画の区域  
春日井市内全域とする。
- 2 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込み

	種 類	発 生 量	総 量
ごみ	燃やせるごみ	68,077 t	72,533 t
	燃やせないごみ	2,576 t	
	粗大ごみ	1,452 t	
	特定廃棄物（※）	28 t	
	家電4品目（※）	8 t	
	使用済み乾電池等	70 t	
	直接埋立物	322 t	
資源物	新聞紙	1,138 t	8,947 t
	雑誌（雑がみを含む。）	1,163 t	
	段ボール	1,256 t	
	牛乳パック類	34 t	
	古着	345 t	
	飲料缶	137 t	
	ガラスびん	1,441 t	
	ペットボトル	663 t	
	プラスチック製容器包装	2,480 t	
	金属類（小型家電を含む。）	280 t	
	廃食油	10 t	
し尿	生し尿	4,542 t	53,606 t
	浄化槽汚泥	49,064 t	

※ クリーンセンターに搬入される数量のみ

### 3 一般廃棄物の排出抑制及び適正排出のための取組

#### (1) ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）

市民、事業者等と連携し、国際的にも課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減による資源の有効活用、環境負荷の低減等に積極的に取り組みます。また、事業系ごみの減量を推進するため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を行います。

##### ア プラスチックごみの削減

取組名	内容
使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減	使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減に向けてマイバッグやマイボトルの利用を推進するとともに、不必要なプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルを促進するため、関係機関や事業者等と連携して情報発信を行います。
指定袋のバイオマスプラスチック化等の推進	環境負荷の少ないバイオマスプラスチック等を使用した指定袋の導入を推進します。
拡大生産者責任等の要望	製品の製造や販売においてプラスチック等のごみの発生・排出抑制が推進されるよう、国や製造事業者等に対してプラスチック等のごみ削減のための拡大生産者責任等について要望します。

##### イ 生ごみ・食品ロスの削減

取組名	内容
3きり（水切り、食べきり、使いきり）の啓発	3きり（水切り、食べきり、使いきり）など家庭で実践できる生ごみ削減の取組を啓発します。
食品ロス削減月間等における啓発	食品ロス削減月間（10月）等に食品ロス削減に関する情報をイベントや講座、広報誌、SNS等の様々な手段により発信します。
家庭用生ごみ処理機購入費補助制度	家庭用生ごみ処理機やコンポスト等の利用を促進するため、購入費の一部を補助します。
生ごみ減量講座	生ごみを堆肥化するぼかし作り講座を開催します。
学校給食の食べ残し削減	小中学校と連携し、食育を通じて学校給食の食べ残しを削減する啓発活動を行い、学齢期からの意識醸成を図ります。

取 組 名	内 容
外食時の食べ残し削減	「3010 運動」の普及など宴会や外食時における食べ残しの削減を啓発します。
フードドライブの推進	福祉団体や事業者等と連携し、フードドライブ等による未利用食品の有効活用を推進します。
「あいち食品ロスパートナーシップ制度」の周知	市内の事業者や団体等による食品ロス削減の取組を促進するため、「あいち食品ロスパートナーシップ制度」について周知します。

#### ウ 事業系ごみの減量

取 組 名	内 容
排出事業者への啓発・指導	事業系ごみの減量や資源化を促進するための手引きの作成等のほか、多量排出事業者に対する減量計画の作成指示や訪問指導、啓発を行います。
クリーンセンター搬入物検査	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査（ごみ検査）を実施し、分別方法等の指導を行います。
ごみ減量等を推進する事業所の認定	ごみ減量や資源の有効利用に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組をホームページ等で紹介します。
公共施設のごみ減量	グリーン購入や分別啓発、ペーパーレス化の推進等により、公共施設から発生するごみの減量を図ります。

#### エ ごみ処理手数料の適正化

取 組 名	内 容
ごみ処理手数料の改定	令和8年10月1日に一律従量料金制を採用し、最低料金を設定します。また、事業系ごみについては、不適正搬入防止のための周辺自治体との価格差の是正や、資源化が促進される仕組みづくりを検討します。
粗大ごみの見直し	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを検討します。
特定廃棄物の廃止	ごみ処理手数料の改定に伴い、令和8年10月1日に特定廃棄物を廃止します。
家庭系ごみ有料化の調査研究	本市では家庭系ごみの減量が一定程度進んでいるため現時点で家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化）を導入する予定はありませんが、有料化はごみ減量に有効な手段の一つとされていることから、引き続き導入自治体の状況等を調査研究します。

## (2) ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）

エコメッセ春日井における事業者によるリユース事業の活用等により、不要なものをごみとして廃棄せず、リユース（再利用）することを促進します。また、リサイクル（再資源化）を推進するため、資源として分別収集する品目の拡大や、再生事業者の積極的な活用による事業系ごみの資源化の促進等を行います。

### ア リユースの推進

取組名	内容
エコメッセ春日井におけるリユースの推進	民間事業者と連携したリユース品の販売や譲渡の実証実験をエコメッセ春日井内で行います。
フリマアプリ等提供事業者との連携	フリマアプリ等の提供事業者と連携し、事業者のプラットフォームを活用した粗大ごみ等のリユースを推進します。

### イ リサイクルの推進

取組名	内容
プラスチック製品の資源化	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化することを検討します。
事業系ごみの資源化	事業系ごみ処理手数料の改定やクリーンセンターへの資源化物（古紙、食品廃棄物、剪定枝等）の搬入を抑制する啓発・指導等により、市内外の再生事業者の積極的な活用を促し、資源化を推進します。
ペットボトル水平リサイクル	ペットボトルの資源循環を促進するため、使用済みペットボトルから新たなペットボトルを作る水平リサイクル（ボトルtoボトル）を推進します。
資源回収団体奨励金	市民による自主的な資源回収（集団回収）は、リサイクルの推進だけでなく地域コミュニティ等の活性化にもつながるため、資源回収団体に対して回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収を促進します。
雑がみの分別促進	雑がみの分別排出を周知啓発するとともに、排出しやすい方法を検討します。
資源の拠点回収	適正な資源化と排出環境の充実を図るため、公共施設等においてスプレー缶や小型家電、蛍光灯、廃食用油、電池類の拠点回収を推進します。また、事業者と連携し、詰替えパック等の拠点回収を検討します。

取 組 名	内 容
事業者による自主回収の促進	事業者によるプラスチック製品等の店頭回収など自主回収を促進します。
焼却灰の資源化	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。
資源化品目の拡大	社会状況や経済性を考慮した上で、剪定枝や生ごみなど資源化に適する品目を調査し、分別区分の見直しを検討します。
資源の持ち去り防止対策	ごみステーションからの資源の持ち去り行為を防止するため、警察と連携し、監視パトロールや注意喚起、指導等の対策を強化します。

### (3) 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

循環型社会の実現に向けて、市民や事業者の一層の理解と協力を得るため、様々な媒体や機会を活用した積極的な情報発信と、次代を担う子どもなどへの環境教育を推進します。

#### ア 情報発信の充実

取 組 名	内 容
発火性危険物の分別排出の啓発	充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物に起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故を防止するため、発火性危険物用指定袋を使用した分別排出の徹底を周知啓発します。
資源・ごみ出しカレンダー等による周知啓発	資源・ごみ出しカレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等によりごみの分別方法や排出マナー等を周知啓発します。また、資源・ごみ出しカレンダーについて、令和9年版から全地区の収集曜日を一枚にまとめた曜日表示形式に変更し、全戸配布します。
ごみ分別アプリ、SNS等による情報発信	ごみ分別アプリやSNS、ホームページ、JR駅デジタルサイネージ等を活用し、情報発信の充実を図ります。
イベント等における情報発信	春日井まつりや消費生活展等のイベント、商業施設等において、ごみの減量や資源化に関する情報発信を行います。
エコメッセ春日井による情報発信の強化	環境啓発施設であるエコメッセ春日井の展示内容を見直すとともに、講座やイベントの充実を図ります。
転入者への啓発	転入者に対して資源・ごみ出しカレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等を配付し、ごみの分別方法等を啓発します。
外国人や若年層への啓発の強化	外国人住民に対して外国語に対応した資源・ごみ出しカレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を行います。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を検討します。

取組名	内容
表彰制度の活用	環境活動に取り組む個人や団体等を表彰する制度を周知し、活用することで、取組の重要性を発信します。
災害時等の情報発信	「春日井市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時のごみ処理について平常時から啓発するとともに、発災後には時期に応じて迅速で的確な情報発信を行います。

## イ 環境教育の推進

取組名	内容
青空教室	小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施します。
子ども向け体験型講座	子ども環境アカデミーなど、年齢や関心に合わせた子ども向けの体験型講座やイベントを開催し、環境意識の醸成を図ります。
出前講座	地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施します。
クリーンセンター施設見学	小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学を受け入れます。

## (4) ごみの適正排出と環境美化の推進

ごみの散乱や不適正排出が問題となっているごみステーションの適正管理を推進するため、関係機関等と連携し、効果的な維持管理の方法等を検討します。また、不法投棄やごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民、事業者、市の協働による環境美化の取組を推進します。

### ア ごみステーションの適正管理

取組名	内容
ごみステーションの設置・維持管理のあり方の検討	本市では戸別収集の導入は見送り、ごみステーション収集方式を継続することとしています。一部の地域ではごみステーションの設置や維持管理が住民の負担となっていることから、区・町内会・自治会等を所管する関係部署と連携し、ごみステーションの設置や維持管理のあり方を検討します。
ごみ散乱防止対策への支援	ごみステーションにおけるごみの散乱を防止するため、ごみボックス等ごみステーション整備用品の設置費補助拡充の検討や収集作業員等による清掃活動を実施するとともに、監視カメラの試行などごみステーションの清潔保持のための効果的な手法を検討します。

取組名	内容
ごみ出しルール・マナーの啓発	ごみ出しルールやマナーの遵守を図るため、ごみステーションにおける排出指導を実施するとともに、適正排出を注意喚起する看板の貸与や周辺住民へのチラシの配布、ルール違反ごみへの違反シールの貼付等による啓発を行います。

#### イ 事業系ごみの適正排出

取組名	内容
クリーンセンター搬入物検査（再掲）	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源物等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査（ごみ検査）を実施し、分別方法等の指導を行います。
排出事業者への指導	搬入物検査（ごみ検査）の結果等を踏まえ、排出事業者に対して適正な分別排出を徹底するよう訪問指導を実施します。

#### ウ 地域環境美化

取組名	内容
不法投棄防止対策	市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の対策を実施するとともに、緊密な情報交換を図り、不法投棄の未然防止に取り組みます。
ポイ捨て・ふん害防止対策	ポイ捨てによるごみの散乱やペットのふん害の防止に対する市民の意識向上を図るため、地域の団体や事業者と連携し、公園や駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施します。
かすがいクリーン大作戦	快適できれいなまちづくりを推進するため、市民や事業者の参加による地域の清掃活動を行います。
地域環境美化活動への支援	区・町内会・自治会等の団体が実施する地域の清掃活動に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行います。
環境美化指導員による美化活動	環境美化指導員を配置し、ポイ捨てやふん害が多発する場所等において巡視や清掃、啓発活動を行います。
空き缶等散乱防止協定	事業者と空き缶等散乱防止協定を締結し、事業者による空き缶等のごみのポイ捨て防止の啓発や清掃活動を促進します。

4 家庭系一般廃棄物及び資源物（以下「家庭系ごみ等」という。）の種類、排出方法等

(1) 家庭系ごみ等の種類、排出方法及び処理方法

ア 次のように分別し、所定の場所（ごみステーション：注1）に朝8時まで  
に排出し、又はクリーンセンターへ直接搬入（注2）する。

種類・区分		排出方法（注3）	収集方法（注4）	処理方法（注5）	処理施設	
燃やせるごみ		指定袋(黄色)	ステーション収集（週2回）	焼却	クリーンセンター	
燃やせないごみ		指定袋(青色)	ステーション収集（月2回）	破砕後、資源化、焼却又は埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場	
粗大ごみ		清掃事業所へ電話申込みの上、指定場所に排出（有料）/クリーンセンターへ直接搬入（有料）				
特定廃棄物（注6）						
家電4品目（注7）		清掃事業所へ電話申込みの上、指定場所に排出（有料）/クリーンセンターへ直接搬入（有料）/指定引取場所へ直接搬入（無料）		資源化	再生事業者	
蛍光管		直接持ち込む	拠点収集（公共施設等24か所）			
資源物	古紙類	新聞紙	ひもで縛る			ステーション収集（月2回）
		雑誌				
		雑がみ	ひもで縛る・紙袋			
		段ボール	ひもで縛る			
		牛乳パック類				
		古着	透明・半透明の袋			
	飲料缶					
	ガラスびん					
	ペットボトル					
	プラスチック製容器包装		指定袋(無色)	ステーション収集（週1回）	再生事業者	

種類・区分		排出方法（注3）	収集方法（注4）	処理方法（注5）	処理施設
資源物	金属類（小型家電含む）	透明・半透明の袋	ステーション収集（月1回）	資源化	再生事業者
	電池類（乾電池・ボタン電池・コイン電池）		拠点収集（公共施設16か所）		
	発火性危険物	指定袋（赤色）	ステーション収集（月1回）		
		直接持ち込む	拠点収集（充電池・充電式小型家電は公共施設16か所、スプレー缶等は公共施設30か所）		
	廃食油	びん又はペットボトルに入れふたをする。	拠点収集（月2回・公共施設18か所）		
犬、猫等の死体	清掃事業所へ電話申込み（有料）/清掃事業所へ直接搬入（有料）	焼却	動物死体処理業者		

（注1）ごみステーションは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議の上、位置を決め、その場所を市に申し出て、市が収集可能と確認した場所とする。なお、春日井市ごみステーション設置要綱を遵守すること。また、ごみステーションの位置は、清掃事業所及びごみ減量推進課において縦覧することができる。

（注2）クリーンセンターへ搬入の際は事前に連絡する。なお、搬入できる者は、本人又はその親族に限る。また、クリーンセンターにおける荷下ろしは搬入者が自ら行う。なお、令和8年10月1日に資源物の搬入の受入れを廃止する。

（注3）指定袋は、春日井市指定袋に関する要綱によるものとする。ただし、改正前の春日井市指定ごみ袋に関する要綱の規定に基づいて調製されている指定ごみ袋も使用できる。

（注4）収集回数は、原則としての回数とし、祝日等により変更する場合がある。

（注5）焼却灰は、セメント原料化又は最終処分場にて埋立処理する。

（注6）特定廃棄物は令和8年10月1日に廃止し、電気式温水タンク、太陽熱温水器及びスプリングマットレスは、粗大ごみに区分する。なお、自家用自動車タイヤ、自家用自動車ホイール及び自家用自動車バッテリーは、販売店や専門業者に適正な処理を依頼するものとする。

（注7）令和8年10月1日以降は、清掃事業所による収集及びクリーンセンターにおける受入を実施しない。

イ 「家電4品目」に該当するエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫及び洗濯機・衣類乾燥機の処理

購入した小売業者又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。又は、郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を支払い、自ら製造メーカーの指定引取場所へ搬入する。

指定引取場所	所在地
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町555番地
西濃運輸株式会社 小牧支店	小牧市新小木1丁目92番地
日本通運株式会社 春日井物流センター	春日井市鷹来町字上東光坊4662番地1

指定引取場所への搬入が困難な場合は、粗大ごみと同様に、清掃事業所に収集を依頼し、又は自らクリーンセンターに搬入する。なお、令和8年10月1日以降は、清掃事業所による収集及びクリーンセンターにおける受入を実施しない。

ウ パソコンの処理

パソコンの処理については、市の協定締結事業所「リネットジャパンリサイクル株式会社」に、宅配便による回収を依頼するか、各パソコンメーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会に問い合わせる。

エ 消火器の処理

消火器の処理については、特定窓口への持ち込み又は回収依頼若しくはゆうパックコールセンターへの回収依頼をする。

市内の特定窓口	所在地
長縄防災株式会社	六軒屋町1丁目146番地2
株式会社丸の内防災システム	八田町6丁目15番地23
株式会社ヒルパート	西高山町2丁目10番地8
辻防災設備	西高山町2丁目18番地17
ニイミ産業株式会社	松河戸町1360番地
有限会社興和防災	南花長町13番地42
株式会社セルス	味美町2丁目99番地

(2) 家庭系ごみ等のうち収集しないもの

(1)のアに区分されていないものは収集しない。なお、次のものは、自らクリーンセンターへ事前に連絡したうえ、直接搬入する。又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に、収集・運搬を依頼する。

ア 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ

イ 長さ2m及び重さ50kgを超えるものなど、収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

ウ 土、石、瓦など、最終処分場へ搬入するもの

(3) 家庭系ごみ等のうちクリーンセンターで処理できないもの

ア 再生資源の有効活用及び処理時の環境負荷低減のために、販売店や専門業者による処理が求められているもの（例：パソコン、パソコン用モニター、消火器、オートバイ、自動車用部品、家庭で使用していた業務用エアコンや業務用冷凍庫等、ウォーターサーバー、プロパンガス容器等）

イ クリーンセンターの処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの（例：太さ20cmを超える木材や木の枝等、耐火金庫、農薬、液状の廃棄物等）

なお、令和8年10月1日以降は、自家用自動車タイヤ、自家用自動車ホイール、自家用自動車バッテリー及び家電4品目についてはアに含まれ、クリーンセンターで処理できないものとする。

(4) その他

(1)のア、ウにかかわらず、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は、愛知県を収集区域とする同法第10条第3項の認定を受けた事業者への引き渡しも認める。

## 5 事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）の処理方法等

### (1) 事業系ごみの処理方法

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むものとする。また、自らの責任において適正に処理しなければならず、ごみステーションを使用することはできない。

なお、市が処理しない市域外の事業系ごみ及び産業廃棄物は、クリーンセンターへ搬入することができない。

区 分	処理方法
資源化できるもの	再生事業者等を活用
資源化できないもの	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼、又はクリーンセンターに直接搬入

### (2) 事業系一般廃棄物資源化量（市外民間処理施設）

区 分	処理方法	年間量
食品廃棄物	飼料化又は堆肥化	696 t
木くず、草	堆肥化	3,140 t

### (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可

廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状の収集運搬の状況等を勘案し、事業系ごみの排出量が大幅に増加する等適正な体制確保のため特に必要がある場合等を除き、新規に許可をしない（既に許可を受けている者の使用車両の増車を含む。）。また、許可申請において申請者（春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（以下「合意書」という。）の1の(3)に規定する役員を含む。）が合意書の2に該当しない者であること。

## 6 一般廃棄物の処理施設

### (1) 中間処理施設

クリーンセンター（春日井市神屋町1番地2）

現況

工場	処理設備		処理方式	処理能力
第1工場 (廃止予定)	焼却設備		全連続燃焼式機械炉	130 t / 24 h × 2
	余熱利用設備		蒸気タービン発電機	1,400kW
	粗大・不燃ごみ処理設備		横型回転式	65 t / 5 h
第2工場	焼却設備		全連続燃焼式機械炉	140 t / 24 h × 1 150 t / 24 h × 1
	余熱利用設備		蒸気タービン発電機	7,000kW
	資源化設備	粗大・不燃ごみ処理	横型回転式	45 t / 5 h
		資源化処理	機械選別式 手選別	25 t / 5 h 金属缶 8 t / 5 h ガラスびん 14 t / 5 h ペットボトル 3 t / 5 h

一工場体制後

処理設備		処理方式	処理能力
焼却設備		全連続燃焼式機械炉	150 t / 24 h × 2
余熱利用設備		蒸気タービン発電機	9,300kW
資源化設備	粗大・不燃ごみ処理	横型回転式	45 t / 5 h
	資源化処理	機械選別式 手選別	25 t / 5 h 金属缶 8 t / 5 h ガラスびん 14 t / 5 h ペットボトル 3 t / 5 h

※ 現在、第2工場基幹的設備改良工事を実施中（令和9年2月までを予定）であり、工事終了後は第1工場を廃止し、一工場体制とする。

(2) 最終処分施設

ア 主灰

(ア) 内津北山最終処分場（春日井市内津町字北山357番1）

埋立方法	敷地面積	埋立可能容量	現在埋立容量 (R7.12)	令和8年度 埋立見込容量
サンドイッチ方式	70,324m <sup>2</sup>	475,000m <sup>3</sup>	51,520m <sup>3</sup>	5,940m <sup>3</sup>

(イ) 住友大阪セメント株式会社 赤穂工場（兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地）

年間処理能力	令和8年度 搬入見込量
26,000 t	3,000 t

(注)セメント原料として資源化する。

イ 飛灰固化物

(ア) 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（愛知県知多郡武豊町字三号地1番地）

敷地面積	埋立可能容量	令和8年度 搬入見込量
47.2ha	4,960,000m <sup>3</sup>	2,200 t

(注)一般廃棄物の区域外処理施設としてクリーンセンターで中間処理後に排出される焼却残渣を搬入する。

(イ) 民間埋立処分

令和8年度 搬入見込量
150 t

7 生し尿及び浄化槽汚泥の処理

(1) 収集

種類	収集方法
生し尿	市（直営・委託）による収集 定額制：およそ20日間隔 従量制：随時 仮設トイレ：随時
浄化槽汚泥	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者による随時収集

(2) 処理施設

衛生プラント（春日井市御幸町1丁目1番地2）

処理方法	処 理 能 力
標準脱窒素処理方式	190kL/日（生し尿25kL/日・浄化槽汚泥165kL/日）